

本組合職員の出勤削減の実施状況について

1 期間

①令和3年5月12日（水曜日）から6月20日（日曜日）まで	緊急事態措置期間
②令和3年6月21日（月曜日）から7月11日（日曜日）まで	まん延防止重点措置期間
③令和3年8月8日（日曜日）から8月26日（木曜日）まで	まん延防止重点措置期間
④令和3年8月27日（金曜日）から9月30日（木曜日）まで	緊急事態措置期間
⑤令和4年1月21日（金曜日）から3月21日（月曜日）まで	まん延防止重点措置期間

2 対象職員

当直勤務職員を除いた、在宅勤務を行うことが可能な業務を行っている全職員

3 出勤削減の目標

港湾行政に影響が出ない範囲で、出勤者の半数程度を削減する。

4 実施状況

期間等	出勤削減率 (在宅勤務及び休暇を取得した職員の割合)
緊急事態措置期間 令和3年5月12日から6月20日まで	22.4%
まん延防止重点措置期間 令和3年6月21日から7月11日まで	18.6%
まん延防止重点措置期間 令和3年8月8日から8月26日まで	20.4%
緊急事態措置期間 令和3年8月27日から9月30日まで	24.5%
まん延防止重点措置期間 令和4年1月21日から3月21日まで	20.4%